2　知的財産監視官は、地方農政局の管轄区域内における特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第二条第三項に規定する地理的表示及び同法第四条第一項に規定する登録標章に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導、種苗に係る表示に関する事項についての調査、連絡調整及び指導並びに種苗の利用に関する専門の事項についての連絡調整に関する事務を行う。

（災害対策室並びに防災・減災対策官及び災害査定官）

第二百二十一条　（略）

2　（略）

3　第一項に規定するもののほか、防災課に、防災・減災対策官一人及び災害査定官二人を置く。

4　防災・減災対策官は、地方農政局の管轄区域内における農用地及び農業用施設に関する防災対策及び減災対策に関する事務並びに農業農村災害緊急派遣隊の管理及び運営に関する事務を行う。

5　（略）

（四国東部農地防災事務所）

第二百六十三条　（略）

2・3　（略）

4　四国東部農地防災事務所に、次の六課並びに用地調整官一人、管理調整官一人、技術専門官二人及び環境専門官一人を置く。

庶務課
用地課
管理課
調査設計課
工事第一課
工事第二課

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、用地課は工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務を、管理課は土地改良財産の管理及び処分に関する事務を、調査設計課は工事の実施に関する調査、計画及び調整に関する事務並びに工事の設計基準及び工種別実施設計の作成に関する事務を、工事第一課は吉野川下流域農地防災事業に係る工事の実施に関する調査及び調整に関する事務を、工事第二課は吉野川下流域農地防災事業に係る工事第一課の所掌に属しない工事の実施に関する事務並びに農業用施設機械及び電気通信設備に関する事務をつかさどる。

6～9　（略）

（北上土地改良調査管理事務所）

第二百六十八条　（略）

2・3　（略）

4　北上土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課

5～11　（略）

12　施設復旧対策専門官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の突発事故被害の復旧に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

13　（略）

（西関東土地改良調査管理事務所）

第二百七十二条　（略）

2・3　（略）

2　地理的表示監視官は、地方農政局の管轄区域内における特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第二条第三項に規定する地理的表示及び同法第四条第一項に規定する登録標章に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（災害対策室及び災害査定官）

第二百二十一条　（略）

2　（略）

3　第一項に規定するもののほか、防災課に、災害査定官二人を置く。

（新設）

4　（略）

（四国東部農地防災事務所）

第二百六十三条　（略）

2・3　（略）

4　四国東部農地防災事務所に、次の七課並びに用地調整官二人、管理調整官一人、技術専門官二人及び環境専門官一人を置く。

庶務課
用地課
管理課
調査設計課
工事第一課
工事第二課
工事第三課

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、用地課は工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務を、管理課は土地改良財産の管理及び処分に関する事務を、調査設計課は工事の実施に関する調査、計画及び調整に関する事務並びに工事の設計基準及び工種別実施設計の作成に関する事務を、工事第一課は吉野川下流域農地防災事業に係る工事の実施に関する調査及び調整に関する事務を、工事第二課は吉野川下流域農地防災事業に係る幹線用水路の工事の実施に関する事務を、工事第三課は工事第一課及び工事第二課の所掌に属しない工事の実施に関する事務並びに農業用施設機械及び電気通信設備に関する事務をつかさどる。

6～9　（略）

（北上土地改良調査管理事務所）

第二百六十八条　（略）

2・3　（略）

4　北上土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官及び保全整備専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課

5～11　（略）

（新設）

12　（略）

（西関東土地改良調査管理事務所）

第二百七十二条　（略）

2・3　（略）